

倫理規程

2018年9月5日

MF第201800003号

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）に勤務する役職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を目的とする財団の職務が公正に行われることを担保すること、さらに財団の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 財団及び財団の役職員は、その設立目的及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

（社会的信用の維持）

第3条 財団の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第4条 財団は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 財団の役職員は、法令に基づく資金を活用した公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他利益相反防止規程に定める所定の手続きに従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第7条 財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報保護）

第8条 財団の役職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程順守の監視)

第10条 コンプライアンス委員会において、この規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。